

名称 **ため池監視システム導入推進事業**

施策対象 市町、土地改良区、農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 市町

施策概要 防災重点農業用ため池における異常気象時等の遠隔監視による安全確保及び避難体制強化を図るため、ICTを活用した監視装置導入を推進し、決壊等による犠牲者ゼロを目指す。

<事業内容>

<p>ア ため池監視装置設置</p> <p>事業主体: 県 【令和4～6年度】 事業量: 60箇所</p>	<p>○防災重点農業用ため池を対象に、監視カメラ・水位計等の監視装置を設置する。(装置導入の加速化及び導入後の防災連携構築を図るため、令和4年度から6年度まで、県による集中的設置に取り組む。県で設置した施設は市町へ譲与。)</p> <p>○画像やデータ情報をため池管理者のみならず、下流住民や行政の防災担当部局等で共有することにより、異常気象時の避難開始判断の充実や管理者による現地確認作業回避を図る。 → 鳥取県HP(とりネット)から閲覧可能</p>
<p>イ 監視装置使用に係る通信料等への支援</p> <p>事業主体: 市町村 補助率: 市町村負担の1/2(上限30千円/1箇所)</p>	<p>監視装置使用に係る通信料、システム利用料、メンテナンス費用等のランニングコストについて、支援を行う。</p> <p>【要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 防災重点農業用ため池に係るものであること。 2. 該当ため池に係るハザードマップが作成されていること、又は、作成される見込みがあること。 3. 画像、水位データ等の情報が誰でも閲覧できるものであること。

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部 農業振興監農地・水保全課	0857-26-7323
農林水産部 東部農林事務所 地域整備課	0857-20-3570
中部総合事務所 農林局 地域整備課	0858-23-3170
西部総合事務所 農林局 地域整備課	0859-31-9665

関連サイト

名称

鳥取県鳥獣被害防止総合対策交付金(国庫事業)

施策対象

野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵等の整備等の鳥獣被害防止対策を総合的に支援する。

施策主体

県、市町村

対象者

市町村、農林業関係団体(農協、農業共済、森林組合、漁業協同組合)、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される協議会およびその構成員

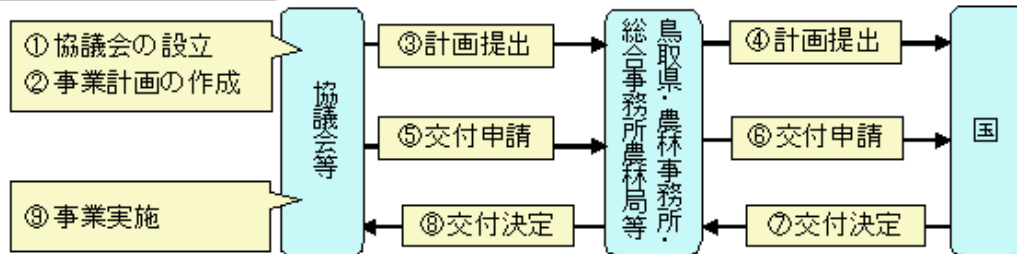
施策概要

- 推進事業(ソフト)
発信器を活用した生息調査、捕獲機材の導入、放任果樹の除去、緩衝帯の整備、捕獲に関する専門家の育成支援等
- 整備事業(ハード)
侵入防止柵の整備、捕獲鳥獣の処理加工施設・焼却施設の整備等

○支援内容

区分	事業内容	事業実施主体	補助率
整備事業(ハード)	・侵入防止柵等の被害防止施設 ・捕獲鳥獣の処理加工施設(解体処理施設・焼却施設) ・捕獲技術高度化施設(射撃場)	地域協議会(市町村、農林漁業団体、猟友会等で構成)又は市町村	1/2又は定額 6法指定地域は55/100以内 ※侵入防止柵の設置を自力で行う場合は資材費相当分を定額補助
推進事業(ソフト)	・捕獲機材の導入 ・緩衝帯の設置 ・講習会・調査、捕獲に関する専門家の育成支援等	地域協議会	1/2又は定額 ※但し、1/2補助の適用で緩衝帯整備等を行う場合は、県・市町村が嵩上げ(各1/4負担)を行うため地元負担はなし
緊急捕獲事業(ソフト)	・イノシシ(猟期外)、ニホンジカに係る捕獲活動経費等	地域協議会又は市町村	定額

事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部鳥獣対策センター	0858-72-3821
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3552
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3821 (鳥獣対策センター)
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

関連サイト

名称

鳥取県鳥獣被害総合対策事業費補助金

施策対象

野生鳥獣による農林水産物等への被害を減少させるため、鳥獣被害に強い集落づくりの推進、侵入防止柵の設置や有害鳥獣捕獲等を支援する。

施策主体

県、市町村

対象者

集落等、市町村、農協等（農業協同組合、森林組合、2戸以上の農業者等で組織する任意の組織、認定農業者等）、市町村や農協及び猟友会等で組織する地域協議会

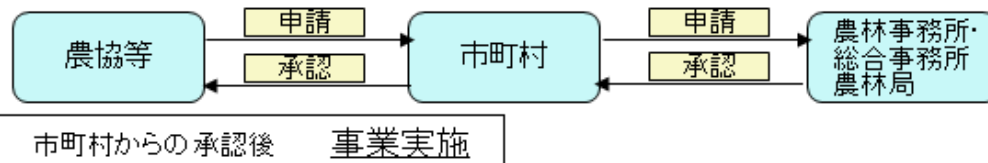
施策概要

- 鳥獣被害に強い集落づくりの推進
- 侵入を防ぐ対策：侵入防止柵等の設置、追い払い用具の導入
- 個体数を減らす対策：有害鳥獣捕獲に係る活動費、捕獲従事者育成に係る経費、捕獲奨励金
- 周辺環境を改善する対策：鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して行う緩衝帯等の設置

○支援内容

区分	事業内容	事業実施主体	補助率
集落づくり推進支援対策	地域ぐるみで行う鳥獣に強い集落づくりのための取り組み（現地調査、研修会、検討会、餌付け要因の除去、藪の刈払い、侵入防止柵の見回り・修繕等） （県補助限度額：150千円/団体）	農協等のうち、自治会及び農業者等で組織する団体	県1/2、市町村1/2
侵入を防ぐ対策	侵入防止柵等の設置、追い払い用具の導入等	市町村協議会農協等	事業費の2/3を補助 （県1/3、市町村1/3）
個体数を減らす対策	捕獲奨励金 （県補助上限単価） シカ（猟期外）・アライグマ：5千円、シカ（猟期）：2.5千円、 イノシシ（猟期外）成獣：2.5千円・幼獣：3.5千円、 ヌートリア：1.5千円	市町村	県1/2、市町村1/2
周辺環境を改善する対策	鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して行う緩衝帯等の設置	協議会	事業費の1/2を補助 （県1/4、市町村1/4）

事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部鳥獣対策センター	0858-72-3821
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3821 （鳥獣対策センター）
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

関連サイト

名称

農山漁村滞在促進事業(観光客の心に響く滞在型地域創造事業)

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県、市町村

対象者

宿泊事業者(*1)、民泊推進協議会(*2)、市町村、個人、団体
 *1:農家の自宅等を活用して家主居住型で農山漁村等地域における自然・伝統等の観光素材と組み合わせた体験を提供する宿泊施設を開業する者または既に開業している者
 *2:鳥取県内の周辺地域で教育旅行等の民泊受入れに取り組む2者以上(個人含む)で構成される連携事業者

施策概要

特色ある宿泊体験を中心に農山漁村における地域資源を活用したコンテンツ(観光素材)づくりや、これらを結びつけた魅力ある滞在エリアの創造を支援します。

●支援の内容

内容	補助対象経費	補助率等	審査会による計画承認
①魅力ある宿泊体験メニュー創造事業	宿泊施設を開業する際の許認可申請等に要する経費、提供する特色ある商品の開発に要する経費、開業及び利用客拡大に伴う宣伝費等	【事業実施主体】宿泊事業者 【補助率】2/3(県費のみ) 【補助上限額】500千円	必要
②魅力ある滞在エリア創造支援事業	民泊受入家庭確保のための掘り起こし活動等に要する経費等	【事業実施主体】民泊推進協議会 【補助率】2/3(県費のみ) 【補助上限額】600千円	必要
③伝統的な農山漁村生活体験等を提供するための宿泊施設等(古民家等)の整備 ※市町村を通じた間接補助	施設の内装や外装の改修、宿泊者が利用する風呂、トイレ等の改修等に係る経費等(宿泊者専用の設備・器具に限る)	【事業実施主体】市町村、宿泊事業者、民泊推進協議会 【補助率】1/2 (県費1/3、市町村1/6以上) 【補助上限額】県2,000千円	必要
④農山漁村における体験メニューを提供(教育旅行等)する宿泊施設等の整備 ※市町村を通じた間接補助	宿泊者が利用する浴室、台所、トイレ等の改修及び施設のバリアフリー化に要する経費等	【事業実施主体】市町村、宿泊事業者、民泊推進協議会 【補助率】1/2 (県費1/3、市町村1/6以上) 【補助上限額】県200千円	不要
⑤お試し体験受入	試行的に行う場合に必要なレンタル備品や消耗品等の購入、視察・研修、外国人観光客を試行的に受け入れる場合に必要経費(通訳料、翻訳料、パンフレット等外国語案内ツール作成に係る経費等)等	【事業実施主体】個人、団体、宿泊事業者、民泊推進協議会 【補助率】1/2 【補助上限額】県150千円	不要

●募集期間等

- 【①～③】別途通知する期間
 【④⑤】随時受付

問合せ先

担当部署	電話番号
地域づくり推進部中山間・地域交通局中山間地域政策課	0857-26-7129
交流人口拡大本部観光交流局観光戦略課	0857-26-7273
地域づくり推進部東部地域振興事務所中山間地域振興チーム	0857-20-3663
中部総合事務所県民福祉局中山間地域振興チーム	0858-23-3298
西部総合事務所県民福祉局中山間地域振興チーム	0859-31-9606
西部総合事務所日野振興センター日野振興局日野振興課	0859-72-2080

関連サイト

名称

みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業費補助金

施策対象

集落等

施策主体

県

対象者

市町、市町が認める広域的運営組織、集落(自治会)、住民団体、NPO、個人事業主、企業等

施策概要

集落や地域の将来のために、住民が主体的に取り組む地域づくりの活動(地域コミュニティの再生、住民共助、地域資源活用、コミュニティビジネス、遊休施設活用等)に必要な経費を支援する。

区分	補助対象経費	実施主体	負担割合、県上限額等
スタート支援	地域の将来のため、住民の生活支援や集落等の課題解決に新たに取り組むための初期活動経費	集落(自治会)、住民団体、NPO、広域的地域運営組織	県定額 上限100千円
将来に向けた取組支援	集落等の将来のために、住民等が自主的に取り組む地域づくりの活動や、地域資源の利活用、暮らしを守る仕組みづくりへのステップアップにつながる取組等に必要なハード・ソフト事業	市町、集落(自治会)、住民団体、NPO、個人事業主、企業、広域的な地域運営組織	<ハード>県1/3、市町1/6 上限3,000千円 <ソフト>県1/2、市町任意 上限1,000千円
地域遊休施設等活用支援	地域における比較的大規模な遊休施設(空き校舎、空き店舗、空き倉庫等)を活用して、総合的に地域活性化に取り組むために必要なハード・ソフト事業	市町、広域的な地域運営組織、NPO、集落(自治会)、住民団体	県1/2、市町1/3 上限10,000千円 ※既使用部分の改修等整備の場合は上限4,000千円
安全・安心活動支援	生活条件が不利となる中山間地域の課題に対し、地域住民同士の事前の話し合いを通じた地域内の共助による日常生活の安心確保の体制づくりに必要な経費	市町、集落(自治会)、住民団体、NPO、広域的な地域運営組織	県1/3、市町1/6以上 上限500千円
継業支援	(ア)地域が必要とするなりわいを引き継ぐ人材受入に必要な経費(a:施設設備整備、b:賃借料、c:研修等経費)を支援 (イ)お試しのための滞在に係る交通費、宿泊費	(1)市町、地域組織 (2)個人	(ア)市町負担の1/2 上限 a:3,000千円 b:50千円/月 c:60千円/月 ※a,bは最大2年間支給 (イ)県1/2

【主な要件】

(1)鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例・規則で定める中山間地域等で実施され、地域住民が参加して住民のコミュニティの活性化を図る取組であること。

(2)将来に向けた取組支援のうち、コミュニティビジネス(県民等が中心となって地域が抱える課題を解決に導こうとする事業をいう)の取組の場合

ア 個人事業主又は企業が事業実施主体となる場合は、将来を含め活動地となる市町、集落(自治会)、地元住民との協働の体制があること(単なる個人事業主又は中小企業者の経済活動ではないこと)

イ 農産物生産、6次産業化の場合は農林水産部の事業を優先すること

ウ 法人化に要する経費は除く。

問合せ先

担当部署	電話
地域づくり推進部中山間・地域交通局中山間地域政策課	0857-26-7961
地域づくり推進部東部地域振興事務所中山間地域振興チーム	0857-20-3663
中部総合事務所県民福祉局中山間地域振興チーム	0858-23-3298
西部総合事務所県民福祉局中山間地域振興チーム	0859-31-9606
西部総合事務所日野振興センター日野振興局地域振興課	0859-72-2080

関連サイト

名称**若者定住等による集落活性化総合対策事業****施策対象**

小規模高齢化集落等

施策主体

県

対象者

小規模高齢化集落及び小規模高齢化集落に準じる集落、小規模高齢化集落を含む広域的な組織、IUターン移住者等

施策概要

小規模高齢化集落等が地域プランを策定し、地域の活性化に向けた取組等を行う場合、必要な経費の一部を助成。また、同集落へのIUターン移住者に対し、定住に向けた支援を行う。

【事業の目的】

小規模高齢化集落等の過疎化の進行に歯止めをかけ、将来に向けてその解消を図るため、将来の集落を担う移住者を確保するとともに、小規模高齢化集落等を含む地域が一体となって居住環境の整備や農林業等の生活基盤の改善に向けた取組を支援する。

【対象地域】

小規模高齢化集落等

- ・高齢化率が50%以上かつ世帯数が20戸未満の集落（小規模高齢化集落）
- ・高齢化率が40%以上かつ世帯数が30戸未満の集落（小規模高齢化集落に準ずる集落。ただし、高齢化率が40%未満であっても、世帯数が極端に少ない等で将来的に集落の維持が危ぶまれると市町が認める集落を含む。）

【主な内容】

「小規模高齢化集落等」又は「小規模高齢化集落等を含む周辺地区」の活性化、地域課題の解消に向け策定した計画（地域プラン）に基づき、地域が実施する取組を支援する。

(1) 地域の維持活動や活性化に向けた取組支援

地域プランに基づき、集落が県補助事業を活用して地域の保全対策や地域活性化の取組を行う場合に、地元負担額を軽減。

〔例〕

- ・里地里山の再生に向けた取組（農林地の保全対策、景観向上対策、鳥獣被害対策等）
- ・地域資源を活用したコミュニティビジネスや起業支援、伝統文化・行事の継承の取組等

(2) IUターン移住者への直接支援

- ア 生活支援奨励金（250万円/世帯、最大3年）
- イ 住宅取得等支援（購入・改修経費、家賃補助）
- ウ 移住者が取り組む地域活性化活動に要する経費
（イの住宅取得等支援と合算して上限250万円）
- エ 奨学金返済支援（上限19,500円/月/人）

【補助率】

市町負担額の2/3を支援

((1)は既存事業の補助率の嵩上げ:補助率2/3を上限)

問合せ先

担当部署	電話
地域づくり推進部中山間・地域交通局中山間地域政策課	0857-26-7961

関連サイト

名称

とっとり共生の里保全活動推進事業(とっとり共生の里、むら・まち支え合い共生の里)

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

市町村(間接補助事業者:農山村集落・地域)

施策概要

農山村集落等が企業・団体及び市街地住民組織と協働で行う農地や農業用水路、ため池、農道の保全活動や、農作物の生産、農産加工品の製造・販売を通じた6次産業化の取組みなどを通じて、持続可能な農業の振興と農山村の活性化を図る。

○支援の内容

農山村集落等と企業・団体及び市街地住民組織が協働で行う地域資源保全活動や、農作物の生産、農産加工品の製造・販売などの取組みに必要な経費を支援する。

共生の里推進加速化事業

事業内容	共生の里の活動に要する経費を補助する
補助率、補助上限	10/10(県2/3、市町村1/3) 協定締結に向けた単年活動:上限 210千円/年・地区 3年目まで:上限 600千円/年・地区、4年目以降:上限300千円/年・地区

むら・まち支え合い共生促進事業

事業内容	むら・まち支え合いの活動に要する経費を補助する。
補助率、補助上限	10/10(県2/3、市町村1/3) 協定締結に向けた単年活動:上限 210千円/年・地区 2年目まで:上限 390千円/年・地区、3年目:上限195千円/年・地区

○主要要件

活動対象の地域は、過疎地域、振興山村及び特定農山村地域のいずれかの地域が位置する市町村とする。

〔活動期間〕 共生の里:5年間、むら・まち支え合い共生の里:3年間

※両事業とも協定締結に向けた単年度活動への補助あり

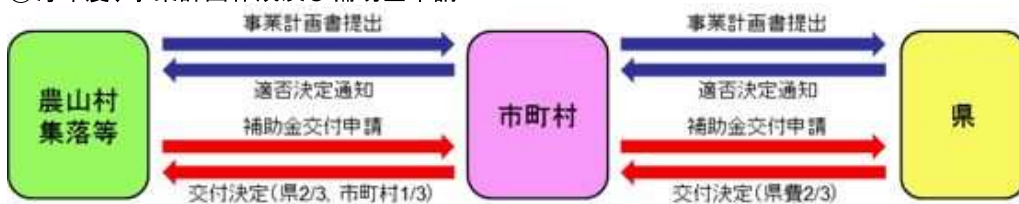
○事業の流れ

<単年の場合>

- ①農山村集落、企業・団体及び市街地住民組織、市町村、県の4者で打合せ
- ②実施希望年度に事業計画書等の作成及び補助金申請

<長期の場合>

- ①農山村集落、企業・団体及び市街地住民組織、市町村、県の4者で協定締結
- ②協定期間中の事業計画概要書作成
- ③毎年度、事業計画作成及び補助金申請



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監農地・水保全課	0857-26-7334
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3172
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9663

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/247895.htm>



編集：鳥取県農林水産部農林水産政策課